

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会 校内放送委員会 委員会規定

第1条 委員会は、神奈川県高等学校視聴覚教育研究会校内放送委員会（以下「校内放送委員会」という）と称する。

第2条 校内放送委員会は、神奈川県高等学校視聴覚教育研究会（以下「高視研」という）に所属する学校における校内放送及び映像に関するクラブ及び生徒会専門委員会をもって組織する。

第3条 校内放送委員会は、次の事業を行うものとする。

- (1) NHK杯全国高校放送コンテスト神奈川県大会（6月）
- (2) 神奈川県高等学校放送アンデパンダン大会（11月）
- (3) NHK杯全国高校放送コンテスト全国大会への事務手続き
- (4) その他

第4条 校内放送委員会には、次の役員と委員校を置く。

- (1) 役員会構成メンバー（6名）
委員長1名、副委員長4名、会計1名
- (2) 委員校会議構成メンバー（9名）
委員校9校
- (3) その他
会計監査1名（前年度の委員長）

第5条 役員校と委員校の選出は、原則として次の通りとし、総会の承認を得る。

- (1) 役員校は、前年度の委員校の中から互選で4校を新規に選出する。
役員校は、担当教員1名を推薦する。推薦された教員の中から互選で役員を選出し、総会での承認後に、高視研会長が委嘱する。
- (2) 委員校は、各地区会議により新規に下記の校数を選出する。
選出の詳細は、各地区の委員校選出内規によるものとする。
委員校は、担当教員1名を推薦し、高視研会長が委嘱する。
横浜地区県立校1校、横浜地区市立私立校1校
川崎・横須賀・三浦地区・湘南地区2校
北相・西湘地区2校

第6条 役員と委員校の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、校内放送委員会を代表し、会務进行处理する。
- (2) 副委員長は、校内放送委員会の企画・運営・庶務を行う。
- (3) 会計は、校内放送委員会の会計事務を行う。
- (4) 委員校は、コンテストにおいて、当日の運営補助を行う。
- (5) 会計監査は、校内放送委員会の会計を監査する。

第7条 役員校と委員校の任期は、次のとおりとする。

ただし、役員校と委員校は、毎年半数ずつを改選する。

- (1) 役員校の任期は、2年とする。
- (2) 委員校の任期は、2年とする。
ただし、役員校になった場合は、残りの任期を免除する。
- (3) 会計監査の任期は、1年とする。

第8条 校内放送委員会は、次の会議を行うものとする。

(1) 顧問総会

年1回（4月）定例総会を行う。

- ① 前年度の事業報告と決算の承認
- ② 今年度の事業計画と予算の承認
- ③ 役員人事の承認
- ④ その他

必要に応じて、臨時顧問総会を招集することができる。

(2) 役員会議

校内放送委員会の運営について、随時行う。

(3) 委員校会議

コンテストの準備・反省の為、年に数回行う。

第9条 校内放送委員会の経費は、高視研から校内放送委員会への補助・コンテストの参加費及びその他の収入をもってあてる。

第10条 校内放送委員会の事務局は、原則として委員長の勤務校に置く。

第11条 校内放送委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 本規定の改正は、校内放送委員会の顧問総会で議決し決定する。

付則1 本規定は、平成10年4月18日より施行する。

付則2 本規定は、平成15年4月23日一部改定し施行する